

# コーポレート・ガバナンス報告書

2022年11月1日

株式会社マナベインテリアハーツ

代表取締役社長 真鍋 守利

問合せ先： 総務部長 奴田原 隆

(072)669-6771

URL <https://www.manacs.com>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は「コーポレート・ガバナンス」という概念を、企業活動において株主、顧客、従業員、取引先、地域社会といった様々な利害関係者への社会的責任を果たすために必要不可欠なものとして認識しております。また、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び健全で透明性の高い経営を構築・維持していくことが重要な経営課題であると考えております。

そのため、取締役の監督責任の明確化、コンプライアンス体制の強化等を進めていく中で、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(株)Mホールディングス	5,400,000	63.68
真鍋 守利	890,000	10.50
真鍋 英	514,000	6.06
真鍋 妙	480,000	5.66
真鍋 光	428,000	5.04
池田 彩	390,000	4.60
真鍋 充	378,000	4.46

支配株主名	(株)Mホールディングス、真鍋守利
-------	-------------------

親会社名	なし
------	----

親会社の上場取引所	—
-----------	---

補足説明

(株)Mホールディングスは、真鍋家の資産管理会社です。
-----------------------------

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	5月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上 1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。</p>
---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。
-------------

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役（監査等委員以外）の員数	7名以内
定款上の取締役（監査等委員以外）の任期	1年
定款上の取締役（監査等委員）の員数	5名以内
定款上の取締役（監査等委員）の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名（監査等委員）

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名（監査等委員）
------------------------	-----------

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
平野 章夫	他の会社の出身者											
尾熊 弘之	弁護士											
斉藤 章	公認会計士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平野 章夫	○	○	なし	TOYO TIRE株式会社において、経営企画本部情報システム部長、常勤監査役を歴任し、豊富な経験と幅広い知識を有しております。
尾熊 弘之	○	○	なし	弁護士として培われた高度な専門知識・経験を有しており、当社の監査体制の強化が期待できることから、社外取締役として選任しております。
斉藤 章	○	○	なし	公認会計士・税理士としての高度な専門知識・経験が豊富であり、行政機関における監査経験もあることから、当

				社監査体制のより一層の強化が期待できるため、社外取締役として選任しております。
--	--	--	--	---

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査等委員関係】

監査等委員会設置の有無	設置している
定款上の監査等委員の員数	5名以内
監査等委員の人数	3名

監査等委員、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員と内部監査室は、日常的に意見交換を行い、本部門の監査並びに店舗の臨店も協働で実施しております。会計監査人とも三様監査を四半期に1回実施して、随時意見交換を行い、問題点等あれば随時話し合いを実施しております。
--

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

なし
----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

該当なし
------

ストックオプションの付与対象者	該当なし
-----------------	------

該当項目に関する補足説明

該当なし
------

--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の開示は行っていません。
---

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額につきましては、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、当社の経営成績及び財政状態、各取締役の職務執行状況等を勘案し、取締役会の決議により決定しております。また、監査等委員の報酬等につきましても、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業務分担等を勘案し、監査等委員会の協議により決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は、内部監査室、会計監査人と定期的に連絡会を開催し、情報交換を行うことで相互連携を図っております。また、内部監査室および会計監査人からは随時監査結果の報告を受けるなど緊密な連携を取ることで監査の実効性の向上を図っております。
---

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行において健全かつタイムリーで迅速な意思決定を行うことにより、企業価値の最大化を図るとともに、ステークホルダーの利害に配慮した経営に対する監督機能を果たすために、3名の社外取締役を選任しております。また、経営会議を通じて経営課題の認識共有を行うとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を通じて、コンプライアンスに関する課題を検討することで、コーポレート・ガバナンスの強化に繋がるものと判断し、現状の体制を採用しております。
--

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社を選択しており、監査等委員および監査等委員会が独立した立場で取締役会を監査し、客観性の高い監査体制が確保されると判断したため採用したものであります。監査等委員会は、常勤監査等委員である取締役1名と財務・会計及び法律に関する専門的な知見を有した非常勤監査等委員である社外取締役2名の計3名で構成され、客観的で公正な監視を行っております。
--

取締役会は、定例の取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行の意思決定の効率化と監督機能の強化を図っております。

### Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は2週間前に発送しています。今後は株主の皆様の十分な検討期間を確保するため、できるだけ早期発送に努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して設定しています。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報の開示は、T D n e tによるファイリングの方法により行うほか、必要に応じて、プレスリリースの投函、ホームページへの掲載、記者会見等の方法により行うものとし、具体的な開示の方法・時期・内容等は情報取扱責任者が、必要に応じて取締役社長と協議のうえ決定します。
IR資料をホームページ掲載	I Rサイトを設け、有価証券報告書等の法定開示書類に加え、適時開示書類、その他投資家に当社の事業内容、現状の情報発信が出来るよう整備を予定しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	規程上、経理財務部を情報開示担当部署としています。

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、ステークホルダーとの良好な関係構築が、企業が果たすべき重要な社会的責任の一つであることを自覚し、その主たる手段として適時開示を位置づけておりますが、社内規程等で規定はしておりません。

### Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

#### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- (2) 取締役会は内部統制の基本方針を決定し、取締役が適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- (3) 取締役は他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
- (4) 取締役は各監査等委員が監査等委員会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受けなければならない。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役はその職務の執行に係る重要な文章の作成、情報を社内規程に基づき、それぞれの職務に従い、適切に保存及び管理する
- (2) 株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び文書管理規程、稟議規程等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は必要に応じて適時見直し等の改善を行う。
- (3) 文書管理規程には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 代表取締役社長は総務部長をリスク管理の総括責任者として任命し、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置する。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- (2) リスク管理を円滑にするために、リスクマネジメント・コンプライアンス規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
- (3) 危機管理における具体的な対応については、緊急事態対応マニュアルに基づき、迅速な対応が図れる体制をとる。
- (4) 取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを取締役会規程に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- (2) 業務分掌規程、職務権限規程を制定し、取締役会、経営会議等の役割、使用人の職位・職務分担、職務権限、役割、決裁権限等を明確に規定し、業務の効率性を確保する体制をとる。
- (3) 経営会議、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。

(4) 取締役はITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

**5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- (1) 代表取締役社長は、総務部長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置する。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
- (2) 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
- (3) 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるようにコンプライアンス研修を実施する。
- (4) 当社はコンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（監査等委員・内部監査室・弁護士）に匿名で相談・申告できる内部通報窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

**6. 監査等委員がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項並びにその取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員以外）からの独立性に関する事項**

- (1) 当社は監査等委員の職務を補助する取締役及び使用人は配置していないが、監査等委員が求めた場合には取締役会は速やかに当該取締役及び使用人を任命及び配置するものとする。
- (2) 補助すべき期間中は指名された取締役及び使用人への指揮権は監査等委員に移譲されたものとし、取締役（監査等委員以外）の指揮命令は受けない。なお、当該使用人の当該期間における人事考課等については、監査等委員の意見を尊重する。

**7. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査等委員は代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- (2) 監査等委員はリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に出席するとともに、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査等委員会に報告する。
- (3) 監査等委員が閲覧を必要とする資料については、要請があり次第いつでも閲覧に応じることとする。
- (4) 監査等委員は会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- (5) 必要に応じて、監査等委員からの要請により、専門家の助言を得られるべく対応する。

**8. 取締役（監査等委員以外）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- (1) 監査等委員は取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
- (2) 取締役（監査等委員以外）及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員会に報告する。
- (3) 取締役（監査等委員以外）及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに監査等委員会に報告する。
- (4) 監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを保障する。

**9. 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針**

- (1) 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該費用等が明らかに監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、監査等委員の請求等に従い円滑に行える体制とする。

**10. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制**

- (1) 当社は、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力との関係遮断の基本方針を整備し、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。
- (2) その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

以上

**2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

反社会的勢力の排除に関する主管部署は総務部となっております。

「反社会的勢力との関係遮断」の基本方針を取締役会で宣言し、「反社会勢力対応マニュアル」や「反社会的勢力対応規程」を整備しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

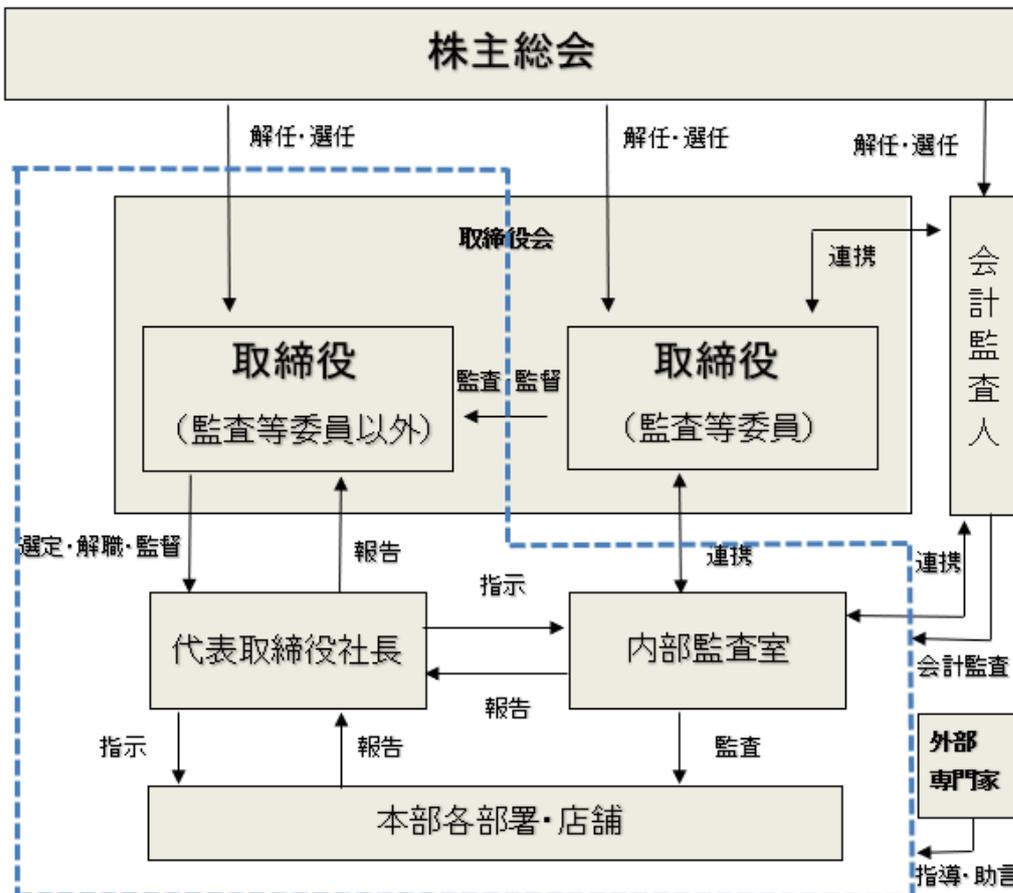
該当項目に関する補足説明

なし
----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

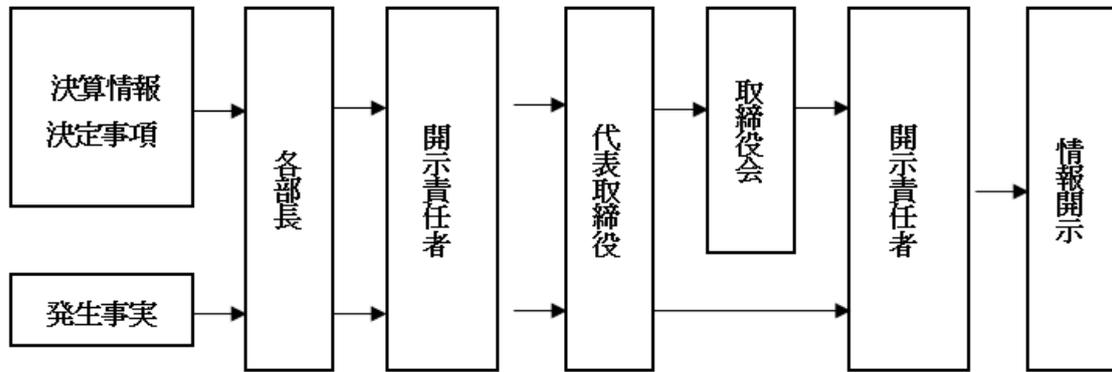
なし
----

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

適時開示手続きの業務フロー



以上